

建築物省エネ法第 36 条認定・表示制度

省エネ基準適合認定マーク（eマーク）

認定プレートのご案内

「法第 36 条に基づく省エネ基準適合認定・表示制度」により認定を受けたことを、国が定める省エネ基準への適合を省エネ基準適合認定マーク（eマーク）の掲示等でアピールすることができます。

● 省エネ基準適合認定マーク（eマーク）とは？

行政庁が認定した建築物に掲示することができる新しい省エネ基準適合認定マークです。

認定を受けた時は、建築物又は広告等に、省エネ基準適合認定マーク（eマーク）の表示をすることができます。

「法第 36 条に基づく省エネ基準適合認定・表示制度」の詳細は、下記の国土交通省のページでご確認いただくことができます。

<http://www.mlit.go.jp/common/001122746.pdf>



《ステッカー》

W80×H80mm / 屋外用
(プレート 1 個に付き 1 枚付属)

● 省エネ基準適合認定マークのプレートを希望する場合の申込方法

認定プレートを希望する場合は、右記の流れに従ってお申込みください。

所管行政庁に『建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請書』を提出し、『建築物のエネルギー消費性能に係る認定通知書』を受理

①

申込書（Word 形式ファイル）を下記の IBEC ホームページよりダウンロードします。

http://www.ibec.or.jp/tosyo/eco36_plate.html

直接ダウンロードする場合はここをクリック

②

必要事項を入力した申込書（Word 形式ファイル）と、『建築物のエネルギー消費性能に係る認定通知書』のスクリーンデータ（PDF 形式等）を事務局までメールで送信していただくと、折り返しプレート費用の請求書をお送りいたします。

③

請求書に従い費用をお振り込みの後、『振り込み明細書』等のスクリーンデータ（PDF 形式等）をメールに添付の上、事務局までお送り下さい。

④

入金を確認した後、約 3 週間程度を目安に認定プレートを申込書に記載の住所へお届けします。

事務局

建築省エネルギー部
生稻（おいね）

《E-mail》
oine@ibec.or.jp

《TEL》
03-3222-6694

《受付時間》
10:00～17:00

省エネ基準適合認定マーク（eマーク）のバリエーションは3タイプあります。

※各タイプとも送料は不要です。

1. 室内用カウンタープレート（ステッカー1枚付き）

13,000円（消費税別）



本体
W182×H257mm

表示面
W162×H237mm



2. 室内用壁掛けプレート（ステッカー1枚付き）

21,000円（消費税別）

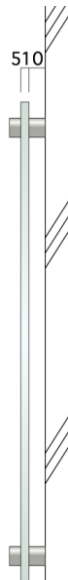


A4サイズ（本体）

本体：
W210×H297mm

表示面：
W170×H241mm

取付方法：
取付用のビス類は付属
しますが、設置場所に
合わない場合は、申込
者様にてご用意下さ
い。



3. 屋外用壁掛けプレート（ステッカー1枚付き）

37,000円（消費税別）



A4サイズ（表示面）

本体
W283×H370×D23mm

表示面
W210×H297mm

取付方法：
取付用のビス類は申込
者様にてご用意下さ
い。

